

枚方市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月28日

枚方市監査委員

勝 山 武 彦  
久 野 邦 広  
大 森 由紀子  
鷲 見 信 文

1. 通知を行った者の氏名等  
枚方市教育委員会委員長 記虎 敏和  
平成26年3月25日付け教社ス第67号  
「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」
2. 通知を受けた日  
平成26年3月25日
3. 監査の結果に関する報告  
平成25年3月4日付け枚監査第205号  
「財政援助団体等監査及び随時監査報告書の結果について」
4. 講じた措置の内容
  - (1) 対象部局名及び指摘事項  
《社会教育部 スポーツ振興課》
    - 公益財団法人枚方体育協会に対する補助金及び委託料について  
一部の補助金について、回議書で決裁された交付時期から逸脱している事例があった。  
また、平成23年度の一部の委託料については、委託契約書で定めた支払時期から大幅に遅延している事例が見受けられた。  
そのほか、平成23年度の枚方ラグビーカーニバル運営委託事業について所定の契約手続きを経ずに、事業実施後に委託契約書が締結されていた。  
これらの不適切な事務処理の原因を究明するとともに今後は内部統制の改善に努め、適正な補助金及び委託料の事務を執行するよう指摘する。
    - 使用料に係る事務処理について  
総合スポーツセンター及び渚市民体育館の使用料について、枚方体育協会が市へ納入する期間が委託契約書で明確に定められているにもかかわらず、これを大幅に遅延した事務処理となっていた。  
また、委託契約書に基づく徴収内容を示す計算書の確認を行うことなく、調定の事務処理が行われていた。  
あらためて、委託契約書に基づく事務処理の徹

底と枚方体育協会への監督指導を行うよう指摘する。

○指定管理運営業務のモニタリングと評価について

施設使用状況・使用料収納状況・事業実施状況等を記載した月次報告書を枚方体育協会が作成しているものの、市への毎月の報告が行われていない状況があった。

また、施設の立ち入り調査についても、平成23年度内に実施されておらず、所管部署として行うべきモニタリングが不十分な状況となっていた。

今後は、管理運営業務基本仕様書に基づき適時に業務報告を求め、業務遂行確認を行うよう指摘する。

(2) 措置内容

○公益財団法人枚方体育協会に対する補助金及び委託料について

平成23年度における委託事業に関する不適切な事務執行並びに平成23年及び平成24年度における補助金の交付時期の逸脱につきましては、組織として進行管理を怠り、事務処理の優先順位を誤るなど状況把握を的確にしていなかったことが原因と考えています。

今回の監査の指摘を受け、平成25年4月に以下のとおり改善を行いました。

- ・課内における担当事務の平準化
- ・複数の職員による確認を行い、事務処理のチェック機能を強化
- ・事務の進捗状況を確認する会議の開催を定例化

指摘のあった委託事業及び補助金の交付について、平成25年度におきましては、適正に事務を執行しております。

○使用料に係る事務処理について

使用料の市への入金につきましては、今回の監査の指摘を受け、委託契約書に基づき入金期日を遵守すること、また各施設で作成している毎月の月次報告書や毎日の集計表兼徴収簿の提出を指示し、スポーツ振興課で行う調定事務については、

平成25年4月分からそれらの報告書で確認を行うように改善しました。

○ 指定管理運営業務のモニタリングと評価について

今回の監査の指摘を受け、施設使用状況・使用料収納状況・事業実施状況等を記載した月次報告書をスポーツ振興課に毎月提出するよう指定管理者である枚方体育協会に対し指導を行い、平成25年4月分から提出を受けています。

平成24年度においては、それぞれ年1回ずつモニタリングを実施したところですが、今回の監査の指摘を受け、平成25年度においては、平成25年11月5日、6日(1回目)および平成26年3月20日(2回目)にモニタリングを実施しました。

今後も年2回以上のモニタリングを行い、適正な施設の管理運営を図ってまいります。